

仕様書

1 委託業務名

令和 8 年佐賀県特殊詐欺被害防止錯視シート制作業務

2 目的

ATM コーナーを利用する幅広い年齢層に対して、ATM コーナー床面に錯視シート（トリックアートシート）を設置して、特殊詐欺被害防止を呼び掛けることにより、特殊詐欺被害防止に対する意識を醸成し、急増する特殊詐欺被害防止のための水際対策を実施する

3 委託期間

契約締結の日から令和 9 年 2 月 12 日（金曜日）まで

4 委託業務の内容

特殊詐欺抑止に活用するための錯視シートを制作し、納品する

（1）特殊詐欺被害防止のための錯視シート制作

最終デザインは県と協議の上、決定する

※参考として、他都道府県において制作された錯視シートの事例を以下に掲載する



▲出典：「トリックアートで特殊詐欺を防止 県内約 100 か所に設置へ 埼玉県警」，日テレ NEWS, 2025/3/3 掲載



▲出典：「愛知信金、トリックアートで詐欺防止 ATM コーナーに設置」，ニッキン ONLINE, 2022/12/23 掲載



◀提供：広島県警

(2) 錯視シートの規格・数量

- ・錯視効果を用いたデザインとし、サイズは概ね横 50cm×縦 40cm とすること
- ・床面に設置でき、取り外し及び移設が可能なものとする
- ・雨天時の利用を考慮し、表面に滑らないような加工等を施すこと
- ・最低制作部数は 30 部とする
- ・シート表面の下部に佐賀県マークの掲載またはそのためのスペースを設けること

[参考] 掲載予定の佐賀県マーク



(3) 打ち合わせ及び校正

制作に伴う県との打ち合わせを行い、県の指示に従って校正作業をすることとする

5 提案額

提案額は 5 0 0 千円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

6 進行管理

受託者は実施計画及び工程表を作成し、確実な業務遂行のための進行管理を行うこと

7 実施体制及び要員の確保

- ・本業務遂行に十分な実施体制を敷くこと。統括責任者を 1 名配置し、必要に応じて打合せ、進捗状況の報告を行い、事業の円滑な推進を図ること。
- ・外部組織、協力会社などが存在する場合は、その関係、役割、作業分担、責任範囲、指揮系統を明確にすること。

8 成果物の納品

- ・納品先は佐賀県くらしの安全安心課地域安全担当（アバンセ 3 階）とする

ア 錯視シート（現物）

[部数：制作した数量全て、提出時期：業務完了時]

イ 本業務で制作した成果物のデータ（完成デザイン等）

[部数：1 部、提出時期：業務完了時]

ウ その他本業務によって製作されたものや佐賀県が受託者と合意の上、成果物として提出を求めるもの

9 その他

- (1) 県が提供した資料等を委託業務の目的以外に使用しないこと。また本業務の履行にあたって知りえた情報を漏らしてはならない。
- (2) 受託業者が本業務委託により新たに制作した制作物の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条に定めるすべての権利を含む）は、編集タイアップなど媒体社が権利を保有する場合を除いて佐賀県に帰属するものし、佐賀県は、これらの制作物を無償で自由に二次利用できるものとする。また県に対して著作者人格権を行使しないものとする。
- (3) 制作物に出演者の肖像権が発生する場合は、継続的な使用を想定しているため、その点について、出演者の承諾を得ておくこと。
- (4) 成果物の二次利用について、媒体社などが権利を保有する場合であっても、県は下記の場合において、無償で自由に二次利用できるものとする。
 - ・ 県及び県が指定する者が保有するホームページ、SNS 等での公開
 - ・ 講演会、イベント等での紹介・上映・配布などの広報活動
- (5) (4)以外の二次利用やタレントなどを起用する場合の使用期間については協議の上、定めるものとする。また、第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、全て受託者の責任と費用負担で対応するものとし、県は責任を負わない。
- (6) 業務の遂行にあたり、第三者（県及び受託者以外の者）が所有する素材を用いる場合には、受託者が著作権処理等を行い、第三者の著作権その他の諸権利を侵害するものではないことを受託者が保証するものとする。
- (7) 本業務の一部を第三者に再委託する場合には、あらかじめ県に対して、再委託する業務の内容、再委託先、再委託に対する管理方法を書面にて報告し、承諾を得ること。
- (8) 個人情報の重要性を認識し、個人情報を扱う者の倫理及び良識ある判断に基づき、個人情報の管理を徹底し、個人情報の洩漏等のないように万全の注意を払わなければならない。また、個人情報の取り扱いには、個人情報の保護に関する法律及び県の定める「個人情報特記事項」を遵守すること。
- (9) 仕様書について疑義が生じた場合については、佐賀県と受託者が協議して定めるものとする。
- (10) 委託業務完了後、速やかに成果物を納品し、請求書を提出すること。